

令和6年11月8日（金）

令和6年度 第2回名寄市上下水道事業経営審議会

検針サイクルの統一について

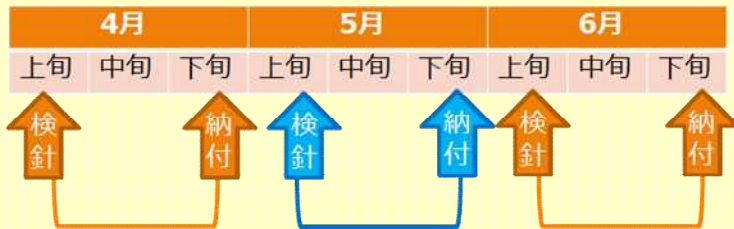
1. 検針サイクル統一について

検針請求作業は、メーター検針 → 料金請求 → 料金納入で、1サイクルとなっている。検針サイクル統一にあたり、以下の3通りの統一方法がありますが、**スマートメータ**が名寄郊外・風連地区に導入されたことにより、随時、検針が可能となるため、料金改定のタイミングとあわせて、名寄市街地区の**毎月検針毎月請求パターン（①）へ検針サイクルを統一**することで、事務の効率化とサービスの公平化を図りたい。

① 名寄市街地区

① 毎月検針毎月請求パターン

・検針日：毎月1日～5日



毎月検針のメリット

- ・漏水の発見が早い。
⇒ 有収率の増加
- ・料金の計算方法がわかりやすい。
⇒ 説明の簡素化や事務の効率化が図られる。

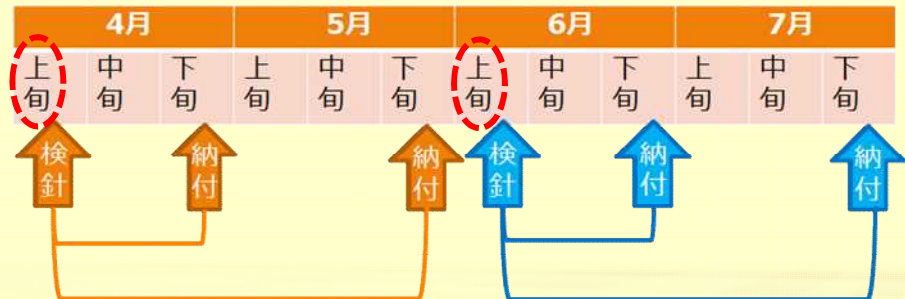
② 名寄郊外地区及び風連地区（スマートメータ導入）

② 隔月検針毎月請求パターン

- ・2か月に1度検針をし、2か月に分けて請求する
- ・検針日：**偶数月1日～2日（名寄郊外）**
隔月の25日～26日（風連地区）

隔月検針・毎月請求の特徴

- ・検針費用が削減される。
- ・漏水発見が遅くなる。
⇒ 有収率の低下
- ・精算金額の負担増
⇒ 使用中止した場合、2か月以上の請求が発生



※風連地区の場合は、下旬が検針で翌月の下旬及び翌々月の下旬が納付

1. 検針サイクルの統一について

③: 隔月検針・隔月請求

③ 隔月検針隔月請求パターン

- ・2か月に1度検針をし、まとめて2か月分請求する
- ※2か月分を1回で納付

隔月検針・隔月請求の特徴

- ② 隔月検針毎月請求の特徴の他に
- ・負担感が増加
- ⇒ 滞納者の増加



2. 統一案について

毎月検針毎月請求パターンへの統一とあわせて、以下の内容についても、現行の名寄市街地区の内容で統一することで、事務の効率化とサービスの公平化を図りたい。

① 基本料金と超過料金の請求月(対象月)の統一

② 風連地区における検針日の統一(変更)

2. 統一案について

①基本料金と超過料金の請求月(対象月)の統一

【名寄市街地区の場合】

	5月請求分	6月請求分	7月請求分	8月請求分	9月請求分	10月請求分
基本料金(対象月)	4月使用分	5月使用分	6月使用分	7月使用分	8月使用分	9月使用分(新料金)
超過料金(対象月)	4月使用分	5月使用分	6月使用分	7月使用分	8月使用分	9月使用分(新料金)
使用期間(検針期間)	4/1~5/1	5/1~6/1	6/1~7/1	7/1~8/1	8/1~9/1	9/1~10/1

【名寄郊外地区の場合(現行)】

	5月請求分	6月請求分	7月請求分	8月請求分	9月請求分	10月請求分
基本料金(対象月)	4月使用分	5月使用分	6月使用分	7月使用分	8月使用分	9月使用分(新料金)
超過料金(対象月)	3月使用分	4月使用分	5月使用分	6月使用分	7月使用分	8月使用分
使用期間(検針期間)	2/1~4/1	4/1~6/1		6/1~8/1		8/1~10/1

- ・基本料金と超過料金の対象月(使用分)が1か月ずれて請求している。(風連地区も同様)
※前回(R2)の料金改定時、基本料金は新料金で超過料金は旧料金のような複雑な事務処理となった。
- ・毎月検針へ移行する場合は、9月請求分に超過料金の使用分が7月分と8月分を請求することになる。

【毎月検針へ移行した場合(名寄郊外地区)】

	5月請求分	6月請求分	7月請求分	8月請求分	9月請求分	10月請求分
基本料金(対象月)	4月使用分	5月使用分	6月使用分	7月使用分	8月使用分	9月使用分(新料金)
超過料金(対象月)	3月使用分	4月使用分	5月使用分	6月使用分	7月・8月使用分	9月使用分(新料金)
使用期間(検針期間)	2/1~4/1	4/1~6/1		6/1~8/1	8/1~9/1	9/1~10/1

2. 統一案について

①基本料金と超過料金の請求分(対象月)の統一

◆移行した場合の影響額(9月請求分)について

※口径13mmの場合

使用水量 (m ³)	水道料金 (通常)	下水道使用料 (通常)	合計 (通常)	水道料金 (統一後)	下水道使用料 (統一後)	合計	影響額
5以下	910	720	1,630	910	720	1,630	0
6	1,180	930	2,110	1,440	1,140	2,580	470
7	1,440	1,140	2,580	1,970	1,560	3,530	950
8	1,710	1,350	3,060	2,500	1,980	4,480	1,420
9	1,970	1,560	3,530	3,030	2,400	5,430	1,900
10	2,240	1,770	4,010	3,560	2,820	6,380	2,370
11	2,500	1,980	4,480	4,090	3,240	7,330	2,850
12	2,770	2,190	4,960	4,620	3,660	8,280	3,320
13	3,030	2,400	5,430	5,150	4,080	9,230	3,800
14	3,300	2,600	5,900	5,680	4,500	10,180	4,280
15	3,560	2,820	6,380	6,210	4,920	11,130	4,750
16	3,830	3,030	6,860	6,740	5,340	12,080	5,220

対応策として

統一にあたり、利用者の負担感が増えることから、料金改定の市民周知とあわせて周知を徹底するとともに、分割納付などの対応を図る。

2. 統一案について

②風連地区における検針日の統一(変更)

- ◆風連地区は、隔月検針で地区を奇数月と偶数月に分けて、検針日は**25日～26日**となっています。
事務の効率化を図るため、名寄市街地区及び名寄郊外地区同様に**1日**に統一する。
検針日の統一(25日～26日→翌月の1日)により、一度に変更すると使用日数が増え、使用水量の増加(7日間分)が想定されるため、4月からの定例検針日を遅らせて、移行調整を図る。

【風連地区(現行)】

	5月請求分	6月請求分	7月請求分	8月請求分	9月請求分	10月請求分
基本料金(対象月)	4月使用分	5月使用分	6月使用分	7月使用分	8月使用分	9月使用分(新料金)
超過料金(対象月)	3月使用分	4月使用分	5月使用分	6月使用分	7月使用分	8月使用分
使用期間(奇数月)	1/25～3/25	3/25～5/25		5/25～7/25		7/25～9/25
使用期間(偶数月)	2/25～4/25		4/25～6/25		6/25～8/25	

【移行調整(案)】※毎月検針へ移行した場合も含む

	5月請求分	6月請求分	7月請求分	8月請求分	9月請求分	10月請求分
基本料金(対象月)	4月使用分	5月使用分	6月使用分	7月使用分	8月使用分	9月使用分(新料金)
超過料金(対象月)	3月使用分	4月使用分	5月使用分	6月使用分	7月・8月使用分	9月使用分(新料金)
使用期間(奇数月)	1/25～3/25	3/25～5/28		5/28～7/31	7/31～9/1	9/1～10/1
使用期間(偶数月)	2/25～4/28		4/28～7/1		7/1～9/1	9/1～10/1